

速度違反自動取締装置による事件処理要領の改正について

令和5年6月19日
大通達甲（交指）第7号
交通部長から交通部交通機動隊長、
交通部高速道路交通警察隊長、
各警察署長宛て

（概要）

この通達は、速度違反自動取締装置を使用した最高速度違反の事件処理に関し必要な事項を定めたものである。